

第11回こしじ水と緑の会・朝日酒造自然保護助成基金 応募要項

1. 趣 旨

こしじ水と緑の会は、里山や水辺に代表される身近な自然環境を守り、現在と未来の世代に快適な自然環境を提供する目的で、2001年に設立されました。この目的を達成するために、こしじ水と緑の会では、朝日酒造株式会社の支援を受けて、以下の要領で、民間団体と個人が行う新潟県の自然環境の保全活動と調査研究活動に対して資金助成を行います。助成を受けたい場合は、この応募要項をご覧のうえ、別に定める申請用紙に所要事項を記入して、その他必要書類とともに、事務局まで提出してください。

2. 募集期間

2011年11月1日（火）から2012年1月20日（金）

3. 助成金額

原則として、1件あたり最高50万円、毎年約15件、総計約750万円を助成します。

4. 助成対象活動

次のような活動が助成の対象となります。活動の対象となる地理的範囲は、原則として新潟県内ですが、県境に位置する山塊での動植物の研究や、信濃川・阿賀野川など他県からの流入河川を調査する場合は、この限りではありません。

- (1) 自然環境保全に関する実践活動
- (2) 自然環境保全に関する普及啓発活動
- (3) 自然環境保全に関する環境教育活動
- (4) 自然環境保全に関する成果の公表・出版
- (5) 自然環境保全に関する調査研究

この助成は、団体や個人の日常的活動を支援するものではありません。通常の活動のなかでとくに目的や計画が明確な事業などを支援するものです。つまり助成対象活動がそれだけで完結する性格をもっている必要があります。

過去の助成対象活動は財団ホームページ (<http://blog.koshiji.org>) 内の「自然保護助成基金」でご覧になれます。地域住民が主体となって、実際に現場で行うような活動を審査では重視します。

5. 助成対象活動の期間

基本的に、2012年4月から2013年9月まで、最長1年半とします。したがって、たとえば、1回きりのシンポジウムの開催など、活動により短期間で終了する場合もあります。最長1年半とした理由は、野外での活動が1年間の場合、残りの半年を活動のまとめや報告書の作成に費やすことができるからです。また、1年間で終了しなかった場合でも、残りの期間で調整することができます。

6. 助成対象となる経費の範囲

助成対象活動にかかわる実費が助成の対象です。団体の常勤職員の人件費や昼夕食時の飲食費などは助成の対象となりません。講師への謝礼、資料整理などのアルバイト代、交通費、宿泊費、機材購入費、物品購入費、会場借上費、印刷費、事務用品費、郵便料金、図書購入費などが助成の対象となります。

県外の出張をとまなう場合は、助成対象活動に必須のものについては、助成対象となります。助成対象活動に直接関係のない経費は助成対象にはなりません。たとえば、パソコンのような汎用性の高いものについては、原則として認めません。

7. 申請者の資格

助成対象者の資格は以下のとおりです。

(1) 団体の場合

- ・法人、任意団体を問わず、団体に会としての寄付行為、定款、もしくはそれに準ずる規約を有すること。
- ・会計事務処理能力を有すること。
- ・担当責任者が明確であること。

(2) 個人の場合

- ・20歳以上であり、法的な責任能力を有すること。
- ・推薦人がいること。
- ・中学生、高校生、大学生は20歳以下であっても、指導教員と共同申請する場合は、この限りではありません。
- ・大学および専門学校の教員による研究目的での申請は原則として認めません。ただし、当該教員が指導する学生の共同研究者として申請する場合は認めます。また、大学および専門学校の教員が個人あるいは団体に環境保全活動を行なう場合も申請を認めます。

8. 提出書類

申請しようとする団体・個人は、次の書類を事務局に提出してください。

- (1) 申請用紙（必要事項を記入しますが、とくに目的、活動内容、スケジュール等は具体的に記入してください。）
- (2) 申請者が団体の場合は、規約、定款、寄付行為など団体の性格を明示した文書
- (3) 申請者が個人の場合は、推薦書
- (4) その他、活動の重要性、経緯、研究の内容を説明するのに役立つ論文・資料

9. 審査

別に定める学識経験者を含む計5人以上、10人以下からなる選考委員会が、申請書及びその他の必要書類にもとづき、各種基準に合致するか審査をおこないます。とくに以下の基準にご注意ください。

- (1) 活動の内容が当財団の目的と合致していること
- (2) 別に定める助成対象活動の種類、助成対象者の資格に合致していること
- (3) 年度末の活動報告書と収支報告書の作成提出等に同意する契約書の取り交わしに事前に合意すること

10. 通知

選考の結果は、2011年3月中旬までにすべての申込者に書面で通知します。なお、選考結果発表前の事前のお問い合わせには応じかねます。

11. 交付申請

助成が決定した場合、応募者は別に定める契約書と助成金交付申請書を提出してください。

12. 報告書の提出

助成対象活動が終了した時点で、活動報告書および収支報告書の提出が必要です。収支報告書には領収書（コピーでも可）の添付が必要です。助成対象活動終了後、こしじ水と緑の会主催の助成事業成果発表会への参加をお願い致します。なお、成果発表会の予稿集を作成するにあたり活動内容の原稿依頼をさせていただきます。また、活動期間中にこしじ水と緑の会情報誌への活動状況の寄稿をお願いする場合があります。

13. 助成金の支払

助成が決定し、助成金交付申請書を受領した段階で、助成額の全額を指定口座に振り込みます。なお、助成を受けた後、事情により活動を実行しないことになった場合、支払済みの金額の返還を求めることがあります。ご注意ください。

14. 問合せ先

〒949-5412 新潟県長岡市朝日595番地5

(公財) こしじ水と緑の会自然保護助成基金事務局

TEL 0258-92-5238

FAX 0258-92-5238

メール info@koshiji.org